

知財助成事業調査結果

(神奈川県、横浜市の中小企業が利用可能な助成事業)

2013.8.7

(株)知財デザイン 川上

助成事業一覧

1. 横浜市経済局経営・創業支援課
 - 知的財産活用促進事業助成
 - 中小企業国内出願支援事業助成
2. 公益財団法人横浜企業経営支援財団
 - 中小企業外国出願支援事業助成
3. 公益財団法人神奈川産業振興センター
 - 神奈川県中小企業外国出願支援事業
4. JETRO(日本貿易振興機構)
 - 侵害調査費用の助成

1.横浜市経済局経営・創業支援課

・ 知的財産活用促進事業助成

事業概要	知的財産戦略策定、知的財産にかかる調査・分析等、知的財産に関するコンサルティング費用の一部を助成します。
助成対象	市内に本社を置く中小企業 ※ご利用は年度内に1回です。
助成内容	<p>■助成率 助成対象経費の1/2以内(一般)、助成対象経費の2/3以内(知財みらい企業)</p> <p>■助成限度額 30万円(一般)、50万円(知財みらい企業)</p> <p>■助成対象経費</p> <ul style="list-style-type: none">・知的財産戦略の策定:知的財産診断/知的財産を活用した事業計画書作成/知的財産侵害予防対策/知的財産の流通外国での該当製品・技術等に関する権利取得・維持に関する費用・知的財産に係る調査・分析:研究開発時調査・分析/特許等登録可能性調査・検討 /知的財産の応用分野の調査・分析/その他知的財産に関する調査・分析・知的財産に係る評価:知的財産価値評価/知的財産経済的価値評価・知的財産に関する管理・運営体制の整備:職務発明規定作成・整備/知的財産の棚卸し/発明届出・審査システムの整備 <p>知財関係事業者(特許事務所、法律事務所、コンサルティング会社など)に対して、上記 ~ の事業を委託する経費(国内消費税、顧問料、官公庁等の手続及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用や、過去及び当該年度において、同一案件で同種の助成を受けている場合は対象となりません。)</p>
公募受付期間	4月募集、5月、8月、10月、12月の各月20日締切 17時までに必着(休日の場合は翌営業日)

1.横浜市経済局経営・創業支援課

● 中小企業国内出願支援事業助成

事業内容	知的財産活動を戦略的に行う市内の中小企業に対し、国内特許出願に要する特許庁への審査請求手数料の一部を助成します。
申込資格	申請時において「横浜知財みらい企業」であること
助成内容	<ul style="list-style-type: none">■助成率 1/2以内■助成限度額 15万円■助成対象経費 <p>・日本国特許庁への特許出願の審査請求料で、以下のすべてに該当するもの</p> <p>①審査請求前、または審査請求後の場合は、審査請求を同一年度に行ったもの ※原則として、審査請求手続を行う前に申請してください。</p> <p>②申請企業が特許を受ける権利を有しているもの外国出願料</p>
受付期間	4月～2月(随時募集)

1.横浜市経済局経営・創業支援課

• お問い合わせ先

横浜市経済局経営・創業支援課

TEL:045-671-3828 FAX:045-664-4867

〒231-0017 横浜市中区港町1-1(関内中央ビル5階)

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/tizai/tizaimirai.html>

2.公益財団法人横浜企業経営支援財団

・ 中小企業外国出願支援事業助成

事業内容	公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下、IDEC)では、外国出願に要する経費の一部を助成します。
申込資格	申請時において次のいずれかの要件を満たす企業 ■ 「横浜知財みらい企業」または「横浜知財みらい企業」に申請中であること ■ 横浜市が実施する「海外販路開拓事業」において23年度から25年度までの支援対象企業であること(25年度は申請中の企業も含む)
助成内容	■ 助成金額 ・特許:助成対象経費の2分の1以内、上限150万円 ・実用新案・意匠・商標:助成対象経費の2分の1以内、上限※60万円 ■ 助成対象となる出願 ・外国特許、意匠登録、商標登録(冒認出願対策含む)及び実用新案登録について、外国特許庁への出願時に要した費用の一部(対象経費一覧参照) ・応募段階において、日本国特許庁に特許出願(PCT出願を含む)、意匠、商標出願(マドリッドプロトコルに基づく国際登録出願については、基礎となる国内出願・登録したもので、本国官庁への出願を行う前の案件)を行っているもの ・指定の日までに外国への直接出願または指定国への国内移行及び現地代理人等への支払いが完了するもの。 ■ 助成対象経費 ① 外国特許庁への出願手数料 ② 現地代理人費用 ③ 国内代理人費用 ④ 翻訳に要する経費 ⑤ その他、IDEC 理事長が必要と認める経費
受付期間	5月～6月予定 締切日の17時までに必着

2.公益財団法人横浜企業経営支援財団

- お問い合わせ先

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA) 技術支援課

TEL:045-225-3733 FAX:045-225-3738

〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/tizai/tizaimirai.html>

3.公益財団法人神奈川産業振興センター

● 神奈川県中小企業外国出願支援事業

助成対象者	神奈川県内に本社を持つ中小企業者で、外国へ特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録(冒認対策含む)の出願を予定していること。	
助成率	1/2以内	
助成上限額	特許	150万円
	実用新案登録・意匠登録・商標登録	60万円
	冒認対策商標	30万円

対象出願要件 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 外国へ出願を予定している特許出願、実用新案出願、意匠出願、または商標出願。 応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませていること。 国内の先行技術調査等から判断して外国での特許権等の取得の可能性が高いと判断される出願。 平成25年12月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了できるもの。 上記すべてに該当することが必要です。
助成対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> 外国特許庁への出願費用 現地代理人費用 国内代理人費用 翻訳費用 その他財団理事長が特に必要と認めた経費

申請期間： 2013年7月19日(金)から2013年8月5日(月)17:00まで(必着)

3.公益財団法人神奈川産業振興センター

- お問い合わせ先

担当:経営支援部 事業化支援課

住所:〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80

TEL:045-633-5203

FAX:045-633-5194

URL: <http://www.kipc.or.jp/information/12412/>

4.JETRO(日本貿易振興機構)

● 侵害調査費用の助成

- 事業の内容
 - － ジェトロでは、「中小企業知的財産権保護対策事業」を実施します。海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。
- 助成対象
 - － 中小企業者および中小企業者としての組合、連合会、団体等
- 助成内容等
 - － 調査費用の総額の2/3(上限額:300万円)
- 応募受付期間
 - － 2013年11月1日(金曜)17:00必着(期限内随時受付)
- お問い合わせ先
 - － 知的財産課(担当:高橋、城倉、唐澤、佐藤) Tel:03-3582-5198 Fax:03-3585-7289
 - － E-mail:chizai@jetro.go.jp. URL:http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/